

## 平成19年度予算における成果目標

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)
1	専門性向上のための研修の実施	行政ニーズに応じた人材の確保(金融の複雑化・高度化に対応した専門性の養成)	金融の複雑化・高度化に対応した専門性を養成していくため、業務に必要な専門知識等について、業務内容及び職務経験に応じた研修計画を策定するとともに、それらを効果的に実施する。	研修の実施状況は対前年度比で測定 ①集合・集中形式の研修については、研修後のアンケート調査結果で「全体的にみて良かった」、「効果がある」と回答する割合が概ね9割を目標 ②通信研修については、受講者数を維持しつつ、修了状況の前事務年度よりの向上を目標	42,612
2	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ること、及び、国際金融システムの安定・発展・我が国の金融システムの一層の安定化を図ること。また、金融サービスの自由化等、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することを通じた世界経済の健全な発展及び我が国金融機関の海外での事業活動の円滑化に資すること。	各種国際フォーラムにおける国際ルール策定等に積極的に参画すること。	各国際機関等における各種ルール策定への参画状況等。	224,291
3	新興市場国の金融当局への技術支援	本施策はアジア新興市場国(招聘対象国)金融規制監督当局の能力向上を目的としている。	金融行政研修4コース(証券監督者セミナー、証券法務執行セミナー、保険監督者セミナー、預金保険セミナー)の実施並びに新興市場国の金融監督体制の実態把握・支援ニーズの抽出のための調査など。	研修が終了して1ヶ月程度を目処に研修員本人および研修員の本国における所属先に対して、研修の成果が当局の能力(例:法制度の企画/立案、検査監督等)向上に役立っているかについて、アンケート調査手法による調査を行っている。 調査方法 (1)事前調査 研修に参加するにあたっての業務上のタスクを明確にする。 (2)終了時調査 研修成果が帰国後に業務の改善に反映されるための上記業務上のタスクに対する研修の貢献可能性を認識させ、研修員の自発的な改善を促す。 (3)事後調査 研修の成果が当局の能力向上に役立っているか調査し、評価結果としてとりまとめる。	93,603
4	業務・システムの最適化の実施	○ 業務・システムの最適化の実施により、経費の削減と業務処理時間の短縮の効果を上げる。 ○ 情報システム調達会議の実施により、極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図る。	○ 業務・システム最適化計画に基づき、最適化計画を着実に実施する。 ○ 情報システム調達会議において、CIO補佐官がIT調達案件に対して開発から運用・保守及びそれらの実績評価まで関与するなどにより、情報システム調達の適正化を図る。	○ 業務・システム最適化計画の実施状況 ○ 情報システム調達会議の実施状況	1,772,225

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	19年度予算額(千円)
5	マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化	疑わしい取引に関する情報を迅速かつ適正に整理・分析したうえで、犯罪捜査に資すると判断した情報を捜査機関等に提供し、犯罪等の撲滅を図る。	疑わしい取引に関する情報を迅速かつ適正に整理・分析したうえで、犯罪捜査に資すると判断した情報を捜査機関等に提供するため、システムの分析機能等の改善及び効率化を行い、処理能力の向上を図る。	金融機関等から届け出られた疑わしい取引に関する情報の活用状況等により評価する。	13,769
6	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための事後監視	事後監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること。	・犯則事件の調査 ・課徴金調査及び開示検査 ・証券会社等への検査 ・日常的な市場監視 上記の監視活動の結果、取引の公正を害するような法令違反が認められた場合には、刑事告発、勧告及び建議を行う。	達成度合いは予め達成値として設定できる性質のものではない。	358,423
7	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	わが国における被害財産の返還による損害回復等の枠組みの検討を行うため、既にこうした枠組みが整っている海外の制度について精緻な調査・分析を行い、実態を把握する。また、海外の実態等を踏まえて枠組みの整備について検討を行う。	被害財産の返還による損害回復の枠組みが既に整っている米(証券取引委員会(SEC)、商品先物取引委員会(CFTC)、連邦取引委員会(FTC)、司法省(DOJ))、英(金融サービス機構(FSA))について、精緻な実態調査・分析を、調査委託により実施する。	海外における被害財産の返還による損害回復の枠組みの把握状況及び、わが国における枠組み整備の検討状況。	10,164
8	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	国民1人1人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し決定する能力を身に付けてもらうこと。	19年度においては、金融経済教育に関するシンポジウムの開催、18年度末を中途に策定する金融教育プログラムを踏まえた学校教育向け副教材等の改訂・配布、一般社会人向けパンフレットの新規作成・配布、金融知識普及功績者の表彰、金融経済教育の実態調査、「金融経済教育懇談会」での支援のあり方等の検討、地域再生計画として認定された「投資家教育プロジェクト」との連携により、金融経済教育の充実を図る。	金融広報中央委員会や日本証券業協会等が行っている金融知識の普及状況に係る調査結果の確認	62,167
9	個人投資家の参加拡大	多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること	株式や株式投信の税制について広報を通じ周知を図るとともに、「貯蓄から投資へ」の流れに即し、金融資産の有効活用に資する金融税制の実現のため、税当局に対して要望を行う。	税制改正及び広報の状況、金融・資本市場への個人投資家の参加状況(個人金融資産にしめる株式・投資信託の割合、個人株主数、特定口座数の推移)を参考指標としている。	3,843
10	金融行政の透明性・予測可能性の向上		可能な限り迅速な情報発信・情報提供に努める。また、金融関係者のみならず、広く一般からアクセスされるよう、一般利用者を意識したコンテンツ作成、情報発信を行う。また、英文ホームページについても、一層の内容充実に努める。	ホームページのアクセス件数のモニタリング。	12,211
11	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	次期臨時国会又は次期通常国会に提出される予定の貸金業規制法改正法案の内容を、広く国民に周知し、消費者トラブルを回避する。	広報資料(ポスター等)を作成し、各財務局等を通じて関係先に配布し広報活動に努める。 また、各財務局等において行われる改正貸金業規制法に関する説明会等に、当庁職員を講師として派遣する。	自己破産者数の動向を確認するとともに、貸金業協会や当庁に寄せられる苦情件数の動向などを確認する。	2,883

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)
12	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	これまでに31回の会合を不定期に開催してきたところである。	金融トラブル連絡調整協議会において、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」に基づき、各団体における苦情・紛争解決支援規則の整備や運用改善のフォローアップ等を実施する。	金融トラブル連絡調整協議会において、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」に基づき、各団体における苦情・紛争解決支援規則の整備や運用改善のフォローアップ等を実施する。	324
13	ITの戦略的活用	金融に関する国内外の環境の変化に応じた重要事項につき、適切に審議を行っていくこと。現在、電子債権及び電子債権管理機関の在り方等について所要の検討を行うべく、部会等において着々と審議を重ねているところである。	金融審議会において検討した金融に関する国内外の環境の変化に応じた重要事項につき、検討結果を法改正等へ反映させる。	総会、分科会(部会含む)、ワーキング・グループの開催	42,596
14	ITの戦略的活用	「ITの戦略的活用」に向けIT活用の実態把握を実施する。	IT活用の実態把握の実施を行う。	電子的支払手段等ITが活用されていることから活用例の海外調査	2,309
15	金融環境の変化に応じた調査・研究の実施	専門性の高い調査研究の実施に向け、「金融環境の変化に応じた調査研究の実施」及び「庁内へのフィードバックの充実」を行う。	研究成果を庁内外へ積極的に公表するほか、時宜を得たテーマを設定し、研究会や昼休み勉強会の開催等を行う。	研究体制の整備状況、研究の実施状況、研究成果の関係部局へのフィードバックの実施状況等を参考にしつつ、把握に努める。	49,933
16	金融・資本市場等の機能拡充	金融・資本市場等の機能が拡充すること。	①金融商品取引法制の施行に向けて、関係政令・府令等の整備を行い、制度の円滑な施行に向けて取り組む。 ②金融審議会第一部会報告を踏まえ、私募市場の活性化を図るべく、適格機関投資家のあり方やその範囲について政令・府令の整備を行う。 ③金融・資本市場の信頼性を向上させるため、証券取引所が行う証券取引所のシステムの信頼性向上・高度化等の取組みに対して、必要な監督等を行う。 ④「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」に係る政令・府令の改正に向けて関係省庁や実務界との協議を続けていく。	金融・資本市場等の機能拡充の状況(各施策に係る実施状況により評価する)	42,207

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)
17	証券取引法に基づくディスクロージャーの充実	<p>EDINETの更なる基盤整備を通して、投資家の開示情報へのアクセス拡大を図る。具体的には、EDINET情報公開サイトにおけるアクセス件数の増加を目標とする。</p> <p>平成17年7月～18年6月の目標 198,000件(月平均)</p> <p>平成18年7月～19年6月の目標 218,000件(月平均)</p> <p>有価証券報告書に関する業務について、「電子政府構築計画」に基づき、業務・システム最適化計画を策定し、当計画に基づき可能な限り早期に最適化を実施(EDINETの再構築)する。</p> <p>平成18年度の目標 パイロット・プログラム開発、タクソミー開発</p> <p>平成19年度の目標 パイロット・プログラム運用、本番システム開発</p> <p>※タクソミーとは、勘定科目や項目名などの要素名、表示名、属性(金額、日付等)、各要素間の関係(様式、親子関係等)などについて定義した用語集・電子的なひな形のこと。</p>	<p>●更なる基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証取法関連法令改正に伴う様式変更・追加のため、システム開発を行う。</li> <li>・クライアント端末側のOSやブラウザ、システム本体側のミドルウェア等におけるセキュリティ対策等の実施に伴うシステム環境変化に対応するため、システム開発を行う。</li> </ul> <p>●最適化計画の実施</p> <p>最適化計画に基づいてEDINETを再構築する。</p>	<p>●更なる基盤整備</p> <p>定量的目標数値の達成状況による評価とともに、システム分析や利用者の意見を勘案した上で、目標の達成状況を評価する。</p>	1,095,829

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)
18	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化	会計制度の国際的対応の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EU関係者等に対し、官民関係者とともに、我が国会計基準の受け入れについての働きかけを行う。</li> <li>・国際的な会計基準等の策定に係る国際会議に出席し、積極的に意見の発信を行う。</li> <li>・財務会計基準機構・企業会計基準委員会の、国際会計基準審議会とのコンバージェンスに向けた共同プロジェクトや、本年5月から開始された米国財務会計基準審議会との協議などの取組みを支援する。</li> <li>・企業会計基準委員会において、会計基準の整備が行われているが、企業会計基準委員会の会議にオブザーバーとして出席し、会計基準の整備を支援する。</li> </ul>	<p>(1) 我が国会計基準の国際会計基準(IFRSs)との同等性が認められるよう、官民関係者と緊密な連携を図りつつ、EU関係者に対して、我が国会計基準の説明を積極的に行った結果、ECから同等性評価の指示を受けている欧州証券規制当局委員会(CESR)より、我が国会計基準が、一部の補正措置をとる必要があるものの国際会計基準と全体として同等との評価がされた。また、本年4月、我が国及びアメリカ・カナダの基準について、EU上場企業への国際会計基準又はそれと同等の基準の義務づけの時期を2007年から2009年に延期することが提案された。</p> <p>(2) 本年7月の企業会計審議会企画調整部会において、「会計基準のコンバージェンスに向けて」と題する意見書がとりまとめられ、今後、関係者が一丸となって、コンバージェンスの動きに対し積極的に対応していくことや、企業会計基準委員会(ASBJ)において、同等性評価に向けての具体的な工程表を策定し、内外の関係者に対し、我が国の取組を示していくこと等が確認された。</p> <p>(3) 「事業分離等に関する会計基準」や「ストックオプション等に関する会計基準」等の策定により、これらに関する会計処理の明確化が図られた。</p>	105,053
19	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融実態に応じた適格な検査の実施</li> <li>・「金融検査評定制度」の施行に向けた対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査実施状況(検査指摘状況等)、検査マニュアルの整備状況</li> <li>・金融検査評定制度施行等の状況</li> </ul>	407,701
20	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイトモニタリングの実施	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること。 (主要行全体としての不良債権比率については、17年3月末時点の水準以下に維持されること。)	効率的なシステムの機能強化を図る。	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保の状況 (各業態の健全性指標の状況等)	267,583

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)
21	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイトモニタリングの実施	金融機関のリスク管理の高度化が図られること。	・金融機関の内部リスク管理の検証方法に関し、統計モデルの開発について外部に調査を委託し、調査結果を踏まえ告示等の改正を行う。 ・ソルベンシー・マージン基準の見直しに関し、検討会を立上げ、検討結果を踏まえた法令等の改正を行う。	金融機関のリスク管理の高度化の状況	22,822
22	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイトモニタリングの実施	・資本増強行の経営の健全化が図られること。 ・「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金の管理が図られること。 ・金融機能の強化が図られること。	・より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づき公的資金により資本増強を受けた金融機関の経営のより一層の健全性の確保及び「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金の管理を図るため、引き続き適切な対応に努める。 ・金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に係る申込みがあった場合は、法令に基づき適正に審査し、資本参加を行うこととした場合には、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行うなど適切な運用を図る。	資本増強行の経営の健全化の状況 ・経営健全化計画の履行状況 ・公的資金の返済状況 金融機能の強化の状況 ・経営強化計画の履行状況	41,622
23	システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備	システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること。	・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機対応会議の議を経て、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに、適切にフォローアップを行う。 ・預金保険制度に関する誤解等からの無用な混乱を起こさない、また、万が一の預金取扱金融機関の破綻の際にも混乱を最小限に抑えるという観点から、引き続き、広報活動を推進し、預金保険制度の認知度の維持・向上を図る。 ・名寄せデータの精度の維持・向上や、初動対応の一層の円滑化、迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備を行う。	・システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備の状況 ・預金保険制度についての国民の理解の状況(アンケート調査等による預金保険制度の認知度) ・名寄せデータの整備状況	40,950

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)
24	金融実態に即した利用者 保護ルール等の整備・徹 底	金融サービスの利用者保護の仕組み が確保されていること	金融機関の業務継続計画(BCP)及 びATMシステム・インターネットバンキ ングにおける情報セキュリティ対策につ いて、外部調査機関等に海外での実態 等の調査を委託し、当該調査結果等を 踏まえ、監督指針の見直しを行うとと もに、各金融機関の対応状況をフォロー アップし、必要に応じて監督上の措置を 行う。	金融サービスの利用者保護の仕組み の確保の状況(金融サービスの利用者 保護の仕組みが確保されるためには、 施策に係る利用者保護ルールの企画・ 立案等の状況により評価を行う。)	20,000
25	利用者保護のための情報 提供・相談等の枠組みの 充実	国民が各種金融サービスの特性や利 用者保護の仕組みについて理解してい ること	・金融改革プログラムに記載された「利 用者の満足度を重視した金融機関経 営の確立」を図るため、金融庁は各金 融機関に対し、利用者からの意見・要 望等を踏まえて経営改善を行った事項 等について要請するとともに、各金融 機関が公表した結果を取りまとめ公表 することとしているが、これらを国民に 分かりやすく、かつ利用者の満足度が 高い活力ある金融システムを創造する ために金融機関の参考となるものとし る必要から、専門的知見を有する専門 会社に取りまとめを委託する。 ・多重債務防止・救済のため、地方自 治体や関係団体等との連携を強化し、 また相談者の適切な窓口への誘導や 情報提供・意見交換等を行う場としてシ ンポジウムを開催する。	各種金融サービスの特性や利用者保 護の仕組みなどについての理解の状 況	27,027
26	地域の再生・活性化及び 中小企業金融の円滑化	地域密着型金融の機能強化が図ら れること。	地域密着型金融の機能強化を図って いくためには、事業再生や担保・保証 に過度に依存しない融資の一層の推 進を始め、各種施策に引き続き取り組 んでいくことが必要であり、とりわけわ かり易い形での情報発信等を通じて地 域の利用者の理解を高める。	地域密着型金融の機能強化の状況 ・事業再生・中小企業金融の円滑化 の取組状況 ・地域金融機関の経営力の強化の取 組状況 ・利用者の利便性向上の取組状況	0

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)
27	公認会計士監査の充実・ 強化	厳正な会計監査の確保を図ること	①日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの審査 ②監査法人等に対する検査 ③金融庁に対する処分等の勧告 ④公認会計士試験システムの整備	厳正な会計監査の確保を図るためには、日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの審査等を的確に実施していくことが必要であり、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況等の指標を参考として、施策に係る監査関連制度の整備・運用状況により評価を行う。	209,583